

表 3-4-2-12 排水基準を定める省令(一般項目)

【環境対策課】

一 律 排 水 基 準		
種 類 又 は 項 目		許 容 限 度
水素イオン濃度pH	海域	5.0～9.0
	その他	5.8～8.6
生物化学的酸素要求量BOD		160(日間平均120)
化学的酸素要求量COD		160(日間平均120)
浮遊物質SS		200(日間平均150)
ノルマルヘキサン抽出	鉱油含有量	5
物質含有量(油分)	動植物油脂類含有量	30
フェノール類含有量		5
銅含有量Cu		3
亜鉛含有量Zn		2
溶解性鉄含有量Fe		10
溶解性マンガン含有量Mn		10
クロム含有量Cr		2
大腸菌群数MPN		日平均3,000個/cm ³
窒素含有量T-N		120(日間平均60)
磷含有量T-P		16(日間平均 8)

備考1 単位は、pH・大腸菌を除き、全てmg/Lである

- 2 一般項目の排出基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50m³以上である工場又は事業場に係る排水について適用する
- 3 生物化学的酸素要求量についての排出基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。
- 4 温泉を利用する旅館業については、一部項目について適用除外
- 5 窒素含有量・磷含有量の基準は、環境庁長官が定める湖沼、海域及びこれに流入する河川に排出される排水について適用する
- 6 上乘せ排水基準は水域毎・項目毎に表3-4-2-13のとおり